

該当法令
法第42条
法第43条

敷地と道路に高低差がある場合の接道はどのように考えればよいですか？

法42条第1項第1号道路（以下1項1号道路という）の場合

幅員が4m以上ある1項1号道路については、道路区域内の法面等を含めて1項1号道路として扱い、法43条の接道長さは敷地が道路区域に接している長さとなります。

階段等を設置する部分について法令等で求められる通路として必要な幅員以上で占用許可を取得してください。占用許可等については、道路管理者と協議を行ってください。

その他、横浜市建築基準法取扱基準集P.12もご参照ください。

